

留意下さい。

◎市県民税申告受付所の開設

昭和38年度市県民税申告受付日程は別面の通り実施しますから、申告に必要な資料をあらかじめ準備して下さい。なお日程等について后日あらためて自治会長さんを通じおしらせいたし

◎所得税、事業税市県民税共同納税相談申告受付所を開設

所得税の確定申告のほか個人事業税の申告、個人所得税の申告と申告義務者は従来よりお手数を煩わせます。

◎個人事業税について

所得税法の規定による青色申告書を提出するとき限り控除されます。

◎被災事業用資産の損失の繰越控除

正が行なわれ、新たに各種の控除がとり入れられたので、昭和38年度からいろいろ改訂申告受付所を設置してあります。会場には所得税納税相談申告受付所をお出で願う方に知らせします。

なおこの共同納税相談申告受付所にお出で願う方に

年中の各種所得の合計

金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

年中の各種所得の合計金額が5万円以下の人は、たゞし、青色専従者及び白色専従者は、六親等内の血族及び三親等内の姻族で前

は、所得税の確定申告書、個人事業税申告書、個人市

県民税申告書を同封で日程

会場等を御連絡いたします

◎県民税の所得計算と所得控除及び税額減額又は還付について

昭和35年分の所得税において、課税総所得金額、課

税退職所得金額、課税山林所得金

額のなくつた人は、昭和

37年度の県民税に限り減額

と所得控除及び税額

減額又は還付について

昭和35年分の所得税において、課税総所得金額、課

昭和38年度市県民税申告書受付日程

月 日	時 間	場 所	受 付 区 域	月 日	時 間	場 所	受 付 区 域	
2. 18	9 ~ 3	越河出張所	1、2、3、4区	3. 7	9 ~ 11 1 ~ 4	弥治郎集会所 鎌先詰所	弥治郎 鎌先	
ク 19	9 ~ 3	全 上	5、6、7区	ク 8	9 ~ 11 9 ~ 11	上原集会所 下原集会所	上原 下原	
ク 20	9 ~ 3	全 上	8、9、10区	ク 8	1 ~ 4	葬 師 堂	尾 篓	
ク 21	9 ~ 3	斎川出張所	1、2、3、6、7、8区	ク 8	9 30 ~ 2	大網集会所	大 網	
ク 22	9 ~ 3	全 上	4、5 区	ク 9	9 ~ 3	深谷小学校	西上、西下、東	
ク 22	9 ~ 3	大 平 分 室	5、6、7、8区	ク 10	9 ~ 3	全 上	南区、北区	
ク 23	9 ~ 3	全 上	1、2、3~1 3~2、4 区	ク 11	9 ~ 3	福岡分室	沖	
ク 25	9 ~ 3	白川出張所	2、3 区	ク 12	9 ~ 3	全 上	山ノ下、山根	
ク 26	9 ~ 3	全 上	1、4、5 区	ク 13	9 ~ 2	水分神社	八宮、芹沢	
ク 27	9 ~ 3	毘沙門寺	6、7 区	ク 14	9 ~ 3	観福寺	鷹巣	
ク 27	9 ~ 3	大鷹沢出張所	10、11、12区	ク 14	9 ~ 3	小下倉集会所	小 下 倉	
ク 28	9 ~ 3	全 上	1、2、3、4区	ク 15	9 ~ 3	伝習農場	上郡山、郡山	
3. 1	9 ~ 3	大鷹沢出張所	5、6、7、8区	ク 16	9 ~ 4	公 会 堂	南町、田町、本町	
ク 2	9.30 ~ 2	上戸沢公民館	上 戸 沢	ク 17	9 ~ 4	全 上	中町、長町、亘理町、短ヶ町、新町	
ク 2	9.30 ~ 2	下戸沢公民館	下 戸 沢	ク 18	9 ~ 4	全 上	西益岡、中益岡 東益岡	
ク 2	9.30 ~ 2	冷清水集会所	冷 清 水	ク 19	9 ~ 4	全 上	清水小路、寿町 柳町、本郷1	
ク 4	9.30 ~ 2	赤井畠集会所	赤 井 畠	ク 20	9 ~ 4	全 上	本郷2、3、4	
ク 4	9.30 ~ 2	大熊集会所	大 熊、 東	◎ 申告用紙は各会場に備付けてあります。 たゞし白石地区分は自治会長さんから配付を受けて下さい。				
ク 4	10 ~ 2	小久保平集会所	小 久 保 平	◎ 三住、蔽王、不忘、川原子、沼地区については申告用紙を送付しますから各自記入の上3月20日迄市税務課へ提出して下さい。				
ク 5	9 ~ 3	小原出張所	塩 倉、 中 北	◎ 一般申告書の附属申告書及附属明細書を必要な方は市役所税務課の方へ請求して下さい。				
ク 5	9 ~ 3	新町集会所	新 町、 猿 鼻					
ク 6	9 ~ 3	赤坂 本多氏宅	赤 坂					
ク 6	9 ~ 3	明戸集会所	明 戸					
ク 7	9 ~ 11 1 ~ 4	滝上集会所 滝下集会所	滝 上 滝 下					